

静岡県農林技術研究所における研究活動の不正行為への対応等に関する規程

(趣旨)

第1条 静岡県農林技術研究所の研究活動における不正行為への対応等については、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

なお、研究活動における不正行為とはガイドライン第3節1の規定による。

(研究倫理教育)

第2条 ガイドライン第2節1(1)の規定による研究倫理教育責任者は、農林技術研究所長（以下研究所長）とする。研究所長は、研究倫理教育責任者として研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を行うとともに、研究倫理教育プログラムを管理させるために研究倫理教育実務責任者を、研究倫理教育プログラムを実施させるために研究倫理教育実施者をそれぞれ設置する。

2 前項の研究倫理教育実務責任者は、農林技術研究所本所・伊豆農業研究センターにあっては企画調整部長、茶業研究センター・果樹研究センター・森林・林業研究センターにあってはセンター長をもって充て、研究倫理教育実施者は研究統括官・研究調整官・技監又は伊豆農業研究センター長をもって充てる。

3 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の実施に関する年度計画を定め、様式第1号により農業戦略課に報告する。

(研究データの保存・開示)

第3条 ガイドライン第2節1(2)の規定による研究データの保存は、静岡県文書管理規則（平成13年静岡県規則第25号）の定めるところによる。

2 研究データの開示については、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）の定めるところによる。

(特定不正行為の対応)

第4条 ガイドライン第3節2の規定に基づき、特定不正行為に対応するための責任者及びその役割を次のとおりとする。

2 研究所長は、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じた際、告発の受付、調査の実施、調査結果の公表等を実施するとともに、その全ての責任を負う。

3 企画調整部長、茶業研究センター長、果樹研究センター長、森林・林業研究センター長は、特定不正行為に対する予備調査及び本調査を実施するとともに、告発者及び被告発者の機密保持について責任を負う。

(告発の受付)

第5条 ガイドライン第3節3の規定に基づき、特定不正行為に係る告発の受付を次の表のとおり行う。

区 分	説 明
告発を受け付ける場所及び連絡先	静岡県農林技術研究所企画調整部 磐田市富丘 678-1 電話 0538-36-1553
告発を受け付ける方法	様式第2号による申立書の提出又は面談

2 告発を受け付ける場合、ガイドライン第3節3-3の規定により告発者・被告発者の保護等に配慮する。

(予備調査)

第6条 ガイドライン第3節4-2(1)の規定による予備調査は、企画調整部長・茶業研究センター長・果樹研究センター長又は森林・林業研究センター長のほか、次の各号に掲げる職員が行う。

- (1) 研究統括官・研究調整官・技監又は伊豆農業研究センター長
- (2) 総務課長又は分室長
- (3) その他研究所長が当該告発を受けて特別に指名する職員

2 前項に規定する職員が被告発者である場合、当該職員は、予備調査を行うことができない。

3 研究所長は、告発を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に、予備調査の結果とりまとめ、本調査を行うか否かを決定する。

4 本調査を行うことに決定した場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨を報告する。

(本調査)

第7条 ガイドライン第3節4-2(2)の規定に基づき、研究所長は、本調査を行うことを決定したときは、調査委員会を設置して本調査を開始させなければならない。なお、本調査の実施の決定後、実際に本調査を開始されるまでの期間は、当該決定の日の翌日から起算して30日以内とする。

2 告発者及び被告発者は、前項の規定により設置された調査委員会の委員に不服があるときは、調査委員会の設置を知った日の翌日から起算して7日以内に、研究所長に対し様式第3号による異議申立書の提出又は電子メールにより異議申立てをすることができる。

(認定)

第8条 ガイドライン第3節4-3(1)の規定に基づき、調査委員会は、本調査を開始した日の翌日から起算して150日以内に調査結果をとりまとめるものとする。

2 調査委員会は、ガイドライン第3節4-3(3)の規定に基づき、特定不正行為か否かの認定を行う。なお、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは不正行為と認定される。

3 本調査の結果は、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(不服申立て・再調査)

第9条 ガイドライン第3節4-3(5)の規定に基づき、特定不正行為を行ったと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、当該認定に不服があるときは、調査結果を知った日の翌日から起算して60日以内に、研究所長に対し様式第4号による不服申立書により不服申立てをすることができる。

2 不服申立ての審査は、その事案を認定した調査委員会が再調査または却下を判断する。

3 再調査を行うことを決定したときは、前項を決定した調査委員会が再調査を行い、当該決定日から起算して50日以内(告発が悪意に基づくものと認定された告発者

からの不服申立てにあっては30日以内)に調査結果を覆すか否かを決定するものとする。

- 4 不服申立てがあった場合、不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたとき及び再調査の結果は、その都度、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第10条 ガイドライン第3節4-3(6)の規定に基づき、研究所長は、調査委員会の調査結果において特定不正行為が行われたとの認定があった場合には、調査結果として次の各号に定める事項を公表する。

- (1) 研究課題名
- (2) 研究者の職・氏名
- (3) 研究期間
- (4) 特定不正行為が行われたと認定した根拠
- (5) その他必要な事項

- 2 研究所長は、調査委員会の調査結果において特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合には、次の各号に定めるところにより調査結果の内容を公表する。

- (1) 調査事案が外部に漏洩していたとき及び論文等に故意でない誤りがあったとき

- ア 研究課題名
- イ 研究者の職・氏名
- ウ 研究期間
- エ 特定不正行為が行われなかったと認定した根拠
- オ その他必要な事項

- (2) 悪意に基づく告発であるとの認定があったとき

- ア 悪意に基づく告発であると認定した根拠
- イ その他必要な事項

(告発者及び被告発者に対する処置)

第11条 ガイドライン第3節4-3(7)の規定に基づき、研究所長は、被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者が静岡県職員であった場合は、当該事実を経営管理部行政経営局人事課監察班に通報する。

(報告)

第12条 研究所長は、本調査を行うことを決定したとき、不服申立てがあったとき及び調査委員会が不服申立ての却下又は再調査を行うことを決定したときは、農業戦略課長、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に速やかに報告する。

- 2 研究所長は、調査委員会から本調査又は再調査の結果の報告を受けたときは、その結果を農業戦略課長、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に速やかに報告する。

(他の研究活動への準用)

第13条 ガイドライン及びこの規程は、文部科学省の予算の配分等により行われる全ての研究活動に適用するほか、他府省又は他府省が所管する独立行政法人から配

分される公募型の研究資金により行われる研究活動に準用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

静岡県農林技術研究所研究倫理教育年度計画

実施予定日	教育内容

年 月 日

申立書

静岡県農林技術研究所長 様

住 所
氏 名
電話番号

⑩

「静岡県農林技術研究所における研究活動における不正行為への対応等に関する規程」第5条の規定により、下記の研究不正行為について申立てを行います。

記

- 1 被申立者の所属及び氏名
- 2 研究不正行為の具体的な内容と根拠

年 月 日

異議申立書

静岡県農林技術研究所長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

「静岡県農林技術研究所における研究活動における不正行為への対応等に関する規程」第7条第2項の規定により、年 月 日付で通知のありました調査委員会の構成のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

記

- 1 調査委員会の設置を知った年月日
年 月 日
- 2 異議申立てに係る委員（長）名
- 3 異議申立ての理由

年 月 日

不服申立書

静岡県農林技術研究所長 様

住 所

氏 名

⑩

電話番号

「静岡県農林技術研究所における研究活動における不正行為への対応等に関する規程」第8条第1項の規定により、年 月 日付で通知のありました調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

1 調査結果を知った年月日

年 月 日

2 不服申立ての趣旨

3 不服申立ての理由

4 その他

(1) 添付書類 ○○○

(2) 証拠物件 ○○○写し

○○○写し